
米国連結納税申告の発達

藤 田 昌 久

1

わが国の企業会計制度は、2000年3月期（1999年4月1日以降開始する事業年度）より大幅に改正され、公開企業では、単独決算中心の情報開示から連結決算中心の情報開示へと変更された。

1999年度から導入された連結決算を中心とする情報開示制度は意義深いものがある。今回の会計制度改革が促すグループ連結経営の重視は、日本の企業経営の在り方を変革する。グループ経営ではグループ全体の企業価値の最大化を図り、株主利益率を上げることが要求される。資本コスト以上の収益性を確保しなければならない。そのために、いわゆる集中と選択を通して、事業の再編が進むことが期待される。同時に税制などの制度整備も必要である。

先進国では連結納税制度が定着している。グループ内でコーポレート・ベンチャーを育成していくためには、孵化機能が必要である。そのためにも連結納税制度は不可欠である。

連結納税制度は企業集団に属する個々の法人を一体のものとして課税しようとするものであり、事業部かあるいは子会社かという企業の組織形態の変更に対して、税制の中立性を確保する制度である。連結納税制度には、(1)所

得通算型と(2)個別損益振替型がある。

所得通算型とは、グループに属する個別会社の損益を通算して算出した連結ベースでの所得に対し、納税額を計算するものである。アメリカ、フランス等で導入されている。

個別損益振替型とは、グループに属する個別会社の損益を他の個別会社に振り替え、振替後の各社の所得に対し、納税額を計算するものである。ドイツ、イギリス等で導入されている。

すでに昭和42年5月に大蔵省企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度に関する意見書」において、連結財務諸表制度は税法上、アメリカでは連結納税申告として制度化され、企業課税の実質的合理化が行われていると述べられている。事実、アメリカの連結納税申告制度の歴史を調べてみると、連結財務諸表の普及は税務の面と非常に深い関係があるといえる。そこで本稿では、1970年までのアメリカ連結納税申告制度の歴史的な発展過程の概要を検討することにした。

2

連結財務諸表は、アメリカでは歴史的にみて租税目的のために認識されるかなり以前から、会計専門家たちによってすでに議論や思索の展開がなされていた。

1882年の経済恐慌ののち、アメリカにおける資本主義は史上最高に繁栄した。しかし、企業経営者は恐慌によって得た教訓、すなわち、資本主義的生産の増大に伴う需給のアンバランス、その結果としての経済的不況の悪循環を回避するために、供給者側からの供給の規制、競争企業間における価格維持、販売地域の割当等、企業間の組織的共同運営を効果的なものにする必要があった。¹⁾

ところでアメリカ各州の法規は、1888年までトラスト化を許していなかつ

た。そこで各競争企業は、相互に共通の計画を協定したり、通常の契約形式によって、トラストの実質的効果を期待しようとしていた。このような競争企業間における価格維持政策は、必然的に不当な価格形成へと導くことになった。²⁾

そこで1890年に、アンチ・トラスト法であるシャーマン法 (the Sherman Act of 1890) が発布され、これによって不当な価格形成は禁止され、トラストやその他の形態におけるすべての契約等に関する法律の効力も消滅させられた。³⁾しかし、アンチ・トラスト法の性格をもっていたシャーマン法が発布されたことによって、新しい現象も生まれた。すなわち、持株会社 (holding company) の出現である。⁴⁾

持株会社の著しい特徴の1つは、1ないしそれ以上の他会社の株式を全部ないし少なくとも一部分所有することによって、実質的に当該他会社の経営を支配することである。

1914年クレイトン法 (the Clayton Act in 1914) の可決以来、実質的に競争を制限するか独占が生じる傾向にある場合には持株会社の設立を禁止した。しかし持株会社は、非競争会社間での垂直的結合の手段として盛んになっていった。

持株会社の出現によって、当時の会計士たちの中で持株会社の財政状態を適正かつ明瞭表示するためには、持株会社自体の貸借対照表だけでは不十分であるという意識が高まってきた。これが持株会社に連結財務諸表を作成させる動機となったのである。

2ないしそれ以上のエンティティの財務報告を結合した報告書が、公式に発表されたのは今世紀に入る少し前のことであった。

つまり、1892年に連結報告書が National Lead Company によって、さらに、1894年に General Electric Company によって公表された。1902年には U. S. Rubber Company, United States Steel Corporation, Eastman Kodak Company, 1905年には Bethlehem Steel Corporation が公表した。⁵⁾特に、

Bethlehem Steel Corporation と United States Steel Corporation の最初の公表報告書は連結貸借対照表と連結損益計算書の両者を含んでいた。連結の問題点を取り扱った最初の論文は、1906年に発行された *The Journal of Accountancy* に掲載されている。⁶⁾

しかしながら、当時は内国歳入庁長官は多元的企業組織体に対して連結納税申告書の提出を要請してはいなかった。1918年に当該長官によって規則が公布された結果、連結納税申告は所得税法の強制的な役割を示すようになったのである。それ以来、連結納税申告はかなり興味深い歴史を有していたが、しかしながら変化の激しい歴史でもあった。

連結納税申告は1922年より以前においては強制的なものであったが、それ以後は任意的なものとなった。

この連結納税申告書を提出するという特権は、1928年の歳入法でほとんど削除されてしまった。さらに1934年においては、鉄道会社を除いて廃止されてしまった。⁷⁾

1940年に連結納税申告は超過利得税目的 (excess profits tax purposes) のために復活した。1942年法は連結納税申告を再び超過利得税目的と所得税目的のために適用した。しかしながら、この場合、連結納税申告書を作成する特権に対して2%のペナルティを課した。

以上のような当該制度の意義深い歴史的展開を、便宜上いくつかの時代区分して述べることにする。

3

1917年の歳入法

アメリカ連邦政府は、第一次世界大戦による国家支出の増大を償うために、連邦議会にはかり1917年に戦時内国歳入法 (War Revenue Act of 1917) を制定し、戦時超過利得税を規定した。当該租税は累進税率を適用したアメリカ

カ合衆国での最初の法人税であった。ところが、累進税率が非常に高率であったので、納税義務者は、企業規模が大きくなり超過利得が計上されるような場合には、1企業をいくつかの会社に分割した経理を行い、当該租税を回避しようとした。そこでこのような課税所得を減ずる社内での所得配分を防止するために、内国歳入庁長官 (the Commissioner of Internal Revenue) は連結納税申告を要請するようになった。

1917年歳入法は、連結納税申告に対して法定の権限が十分備わっていなかった。1918年3月6日、当該制度を円滑に運営する目的で認可された財務省令第2662号 (Treasury Decision No. 2662) は、内国歳入庁長官によって公表された規則に従って超過利得税のために関連法人によって連結納税申告書を提出することを要求した。

当該規則では関係グループを次のように規定している。すなわち、1つの法人が他の1つあるいはそれ以上の法人のすべて、あるいは実質的にすべての株式を所有または支配している場合 (いわゆる「A種」関係 [a class "A" affiliation])、あるいは2つ、またはそれ以上の法人の実質的にすべての株式が1個人、またはパートナーシップにより所有されている場合 (いわゆる「B種」関係 [a class "B" affiliation]) において、法人はこれらの規則によって関係があるものとみなされる⁸⁾。

厳密には実質的にすべての株式を構成しているものは何かについては、なら規定されていない。

連結納税申告書はこれらの規則のもとでは強制的であったが、より公平な課税所得を決定するために内国歳入庁長官の裁量に任せられていた。後になって、財務省令第2662号の正当性に対して異議を申し立てられた時期に注目することは興味深いことである。1921年の歳入法において財務省規則第41号の77条を批准することによって、議会はそれに法的能力を与えた。

1918年の歳入法

1918年法は、はじめて連結納税申告書の提出に対して成文化され詳細に規定したものである。この結果連結納税申告制度はもはや1917年法のように内国歳入庁長官の任意のものではなくなり、強制的なものとなった。1918年法に関して上院の財務委員会報告 (the Senate Finance Committee Report) は次のように述べている。

「連結納税申告の直接的効果に関する限り、連結はある場合には税金を増加させまたある場合には税金を減少させる。しかしながら、当該申告の一般的、永続的効果はなんらかの他の方法でも妨げることのできない租税回避を防止することである。

関係法人間で認められている内部会計はかなり多くの所得を割り当てることがしばしば発生する。

このことは当該企業に対する租税の全体は多すぎるかあるいは少なすぎることになる。

もし前者であるならば、当該会社はその会計方法の変更をすみやかに行なうであろうし、もし後者なら旧会計手続を保留してゆくであろう。」⁹⁾

連結納税申告は1918年に最初に成文化され、詳細な規定がなされた。さらに当該法規は超過利得税目的のみならず所得税目的にも適用された。

1918年法は1917年に内国歳入庁長官によって始められた「関係」に関する分類を継続した。

240条は次のように規定している。

「本条により、2つまたはそれ以上の内国法人は次の場合に関係会社とみなされる。

- (1) 1会社が他の会社の実質的にすべての株式を直接に所有しているか、あるいは密接な関係のある利害関係人もしくは名義人を通して支配している場合、
- (2) 2つ以上の会社の実質的にすべての株式が同一の利害関係人によって

所有又は支配¹⁰⁾されている場合。」

上記の(1)に関する要件は「A」種の関係として理解されているものであり、(2)に基づく要件は「B」種の関係として理解されているものである。ところで「実質的にすべての株式」あるいは「同一利害関係人」というような一般的な用語によってもたらされた不明確さについての問題に対処するため、内国歳入庁長官は財務省令第3389 (Treasury Decision No. 3389) を発表し、「実質的にすべての株式」という用語に対して具体的に95%という判断をくだした¹¹⁾。

1918年法によって、連結納税申告は超過利得税ばかりでなく、所得税目的のためにも適用されるようになった。しかもそれらはすべての関係法人グループに対して両方の目的のために強制されたのである。

1918年法の基本的な目標は、当時の慣習を成文法に組み入れることであった。

1921年の歳入法

1921年の歳入法のもとでは、法人所得税は一定率に変更されたので、連結納税申告書を要求する主な理由は消滅した。

そのような事情から、連結はただ関係法人グループの選択という任意の基準でのみ留保されたにすぎなかった。

すなわち、1921年法は租税回避を防ぐ手段としての強制的な政策から、納税義務者の選択というように、政策の転換がなされたのである。しかしながら、当時の議会では連結納税申告書を支持しているようであった。

このようにして連結納税申告書は選択的なものとなったが、ひとたび当該申告書の提出を選択した場合には、その後の年度に拘束力が及ぶことになると1921年歳入法においても規定している¹²⁾。

1924年と1926年の歳入法

1924年法と1926年法のどちらも、連結の領域における主要な変更はなかった。しかしながら、両法とも「関係」の要件については規定の修正が行われた。

1924年法は公式的には「実質的にすべての株式を所有すること」は95%であるという内国歳入庁長官の解釈を採用したものである。

しかしながら、1926年法は関係の定義を関係法人の議決権株式の少なくとも95%の所有を要求するという具体的なものにした。

1926年法における95%所有という意味は議決権に基づく適合基準にかわって、配当に関し有限かつ優先的な非議決権以外のすべての種類の株式の基準で算定されることになった。¹³⁾

1928年の歳入法

1928年までに、連結納税申告書に関する訴訟は非常に多くなってしまったので、下院 (the House of Representatives) はかかる混乱をさける唯一の方法は、連結納税申告書を廃止することであると決定した。しかしながら歳入歳出委員会 (the Ways and Means Committee) の報告は、次のように述べている。¹⁴⁾

「連結納税申告の規定は当該法令の解釈ならびに適用においてかなり重要な問題や困難な問題を提起してきた。これらの問題の大部分のものは今日まで要望に応じられてはいなかったが、連結納税申告規定の実質的な改正¹⁵⁾が望まれる。」

連結納税申告は1929課税年度と以後の課税年度に関する議案で廃止され、それ以来関係法人は個別納税申告書を提出することを要求されることになる。

それにもかかわらず、1928年、連結納税申告書を提出する特権は両院協議委員会 (the Conference Committee) において上院 (the Senate) の主張に基づいて回復された。連結納税申告書に関する訴訟と一般的混乱を減少さ

せるために、1928年法は新しい概念を導入した。それは、1929年およびその後の年に連結納税申告書を提出する特権を行使するためには、関係法人は当該規則に同意しなければならないという概念である。

1928年法は、また、いわゆる「B」種¹⁶⁾の関係を削除した。歳入法第141条d項 (Section 141 (d)) は関連グループを、

- (1) 会社（共通の親会社を除く）のそれぞれの株式の少なくとも95%がその1社またはそれ以上の他の会社によって直接に所有されている場合
- (2) 共通の親会社が他の会社のうちの最低1社の少なくとも95%の株式を直接所有している場合

株式の所有を通じて共通の親会社と1社あるいはそれ以上の会社の連鎖であると定義づけた。なお本条における株式とは配当に制限があり、かつ優先権がある無議決権株式¹⁶⁾を含まない。

「B」種¹⁶⁾の関係を削除したために、「同一利害関係人」によって所有関係がどう構成されているかという問題に関する多くの訴訟は解消した。

1932年の歳入法

1932年の歳入法において、非常に重要な変化が引き起こされた。いわゆる「ペナルティ税 (penalty tax)」が不景気時代という社会経済的情勢の結果として生じたのである。1929年のニューヨークのウォール街における株価の暴落に端を発した世界恐慌はアメリカ経済に深刻な影響を与え、そのことは当然¹⁷⁾税収にも影響したのである。

ある議員は、関係法人がある従属会社の損失を他の従属会社の利益をもって相殺することが許されるので、単一法人より節税を得ることになると告発¹⁸⁾した。

そこで規則75条 (Regulations 75) により、連結納税申告書を提出する会社は1932年および1933年に限って3/4%の付加税 (additional tax) を課すと規定した。

このような節税対策を防止する目的で議会は1932年および1933年に連結納税申告書を提出する関連グループにこの付加税を課したのである。

1933年の国家産業復興法 (the National Industrial Recovery Act of 1933) は、1934年および1935年までこの付加税を延長し、さらにその税率を1%に引き上げたのである。しかしながら、この税率が実施される前に、1934年歳入法は1934年および1935年に当該税率を2%に変更した法令を制定した。

1934年の歳入法

合衆国における経済界の不況は頂点に達したので、連結納税申告書の制度を廃止した。下院の歳入歳出委員会 (the House Ways and Means Committee) の任命した小委員会 (the Subcommittee) は、1933年12月には完全に連結納税申告書の廃止を勧告した。小委員会報告は、不況時における連結納税申告書の提出に関する特権の弊害を次のように述べている。

「連結納税申告書を提出する特権はわが国に既存する大企業集団に実質的に利益をもたらすことは否定できない。このことは特に不況の時代に重要な問題であるといえる。

すなわち、連結納税申告書の効果のために、ある会社の損失が他の会社の純所得および租税を減少させてしまうことを認めることになる。また、不況時にはより多くの損失が発生しがちであるから、この効果は租税収入に重大な影響を及ぼす。さらに、連結納税申告の他の効果は租税を延期するということである。このことは内部取引について租税目的のために認識される利益は存在しないためである。すなわち、連結グループのある成果に関する利益は異なった構成員や集団の手元に渡って、当該集団の外部のものに売却されるまで課税されないからである。」¹⁹⁾

小委員会の勧告に基づいて行動する前に、下院の歳入歳出委員会は当該問題に関する意見を表明するために財務省を招いた。

そこで財務省長官は「関係法人から発表される正確な損益計算書を確保するための方法は、すべての内部取引を控除した連結納税申告書を要求することであると指摘した。そうでないと、利益と損失は関係会社のあいだで移動していることになり、関係会社の個々の損益計算書は当該企業集団の正確な全体利益額を表示しない²⁰⁾。」と連結納税申告制度の廃止の提案に反対した。鉄道会社の代表者も同一の立場をとっていた。

財務省の答弁を支持して歳入歳出委員会は、連結納税申告制度を廃止することは有益ではないと決定した。それにもかかわらず、上院の見解は連結納税申告制度の保留に反対した²¹⁾。

下院の当該制度の維持の主張と上院の当該制度の廃止の主張とが相対立してしまったので、両院協議委員会は両者の説得をした。その結果、連結納税申告制度は将来完全に廃止してゆくが、当面は鉄道会社に対してのみ当該申告書を提出する特権を継続したのである。

1936年と1938年の内国歳入法

1936年法は鉄道会社の定義の範囲を路面、郊外、あるいは都市間の電気軌道に拡大した。さらに、1938年法では、無軌道トロリー系統および市街バスあるいは市外バス系統を包含した²²⁾。

1940年と1942年の内国歳入法

1940年法は「緊急国防費支弁のため」、「各人の能力に応じて負担すべきである」という理由で、6月と10月の2回にわたって改正された。その後、2次改正内国歳入法（The Second Revenue Act of 1940）は再び連結納税申告書を提出する選択権を許可した。しかしながら、当該申告書を提出する特権は超過利得税申告書に制限されたのである。

このように当該申告書の提出は法人にとって選択的なものであったが、ある種の法人は、「包括されるべき法人」（includible corporation）の定義か

ら除外された。これに該当する法人は、超過利得税の非課税法人、外国法人、中国貿易法人、1939年法の第251条の利益の資格を有する法人、軍関係法人および保険会社を包含していた。所得税と超過利得税の両者のために連結納税申告書を選択する特権は、1942年法の可決によって適用されるようになった。

また、1942年法は連結付加税所得 (the consolidated surtax income) の2%に等しい金額で連結納税申告書の提出を選択した特権に付加税を課した。²³⁾

1954年の内国歳入法

1942年と1953年の間には重要な法令の変更はなかった。しかしながら、1954年には内国歳入法は大改正が行われた。例えば、関係会社の範囲を決定する株式の所有条件は95%から80%に減少され、さらに公益事業 (public utilities) に対する2%のペナルティ課税を廃止した。

また、1954年法は超過利得税に関するすべての規定を削除した。²⁴⁾

さらに、収入および利益計算目的 (earning and profits computation purposes) のために、連結所得税債務 (the consolidated income tax liability) を関係グループの間に配分する4つの選択的方法を規定した。その規定の内容は次のようになっている。

- (1) 租税は関係会社集団の各構成会社に帰属する連結課税所得の全体に対する割合に従って各構成会社の間に配分する。
- (2) 関係会社集団の租税はその集団のそれぞれの構成会社の租税が個別納税申告書によって算定された場合の税額に対してその集団のすべての構成会社の個別申告書によって算定される税額の百分率によって当該集団のそれぞれの構成会社に配分する。
- (3) 関係会社集団の租税 (連結によって生ずる租税の増加額を除く) は、関係会社集団の連結課税所得に対する当該集団のそれぞれの構成会社の出資金に基づいて配分する。連結から生ずる租税の増加額は個別納税申

告書基準によって決定された租税と連結課税所得に対する出資金によって計算された租税（内国歳入法第1503(a)および財務省規則第1.1502-30(a)によって規定されている2%の超過利得税に関係なく決定された）との差額によって算定された連結納税申告書の作成からかかる構成会社に生ずる租税の減少に直接比例してそれぞれの構成会社に配分する。

- (4) 当該関係会社集団の租税は内国歳入庁長官の承認のもとに、当該集団によって選択されたその他の方法²⁵⁾によって配分する。

1964年の内国歳入法

1966年における新連結納税申告規則の公布を除いては、1964年の内国歳入法が連結納税申告書に関する最後の主な法令の改正であった。この主要な改正とは1942年法で規定されていた2%付加税を廃止したことである。下院の歳入歳出委員会報告では、国家経済の成長を促進する意向であった1964年法の一般的テーマのほかには、当該付加税の廃止についての特別な理由を示してはいない。²⁶⁾

4

アメリカにおける連結納税申告制度の歴史的な展開を検討してみると、その過程は必ずしも単調なものではない。常にアメリカの社会的、経済的事情を背景として内国歳入法や財務省規則の改正が行われているのである。そこで、歴史的変遷過程を表示すると次のようになる。

表 1

年度	選択権	適用		適用会社	ペナルティ	所要持株高
		超過利得税	所得税			
1917	強制	×		ほとんどの会社	0	ほとんど全株
1918	同上	×	×	同上	0	同上

1921	任意	×	×	同上	0	同上
1924	同上		×	同上	0	95%
1926	同上		×	同上	0	同上
1928	同上		×	生命保険会社除外	0	同上
1932	同上		×	同上	0.75%	同上
1933	同上	×	×	同上	1%	同上
1934	同上		×	鉄道会社のみ	2%	同上
1936	同上		×	同上	0	同上
1938	同上		×	鉄道と P.A.T.C ※ 1	0	同上
1939	同上		×	同上	0	同上
1940 (6月)	同上	×	×	同上	0	同上
1940 (10月)	同上	×		ほとんどの会社	0	同上
1942	同上	×	×	同上	2%	同上
1950	同上	×	×	同上	2%	同上
1954	同上		×	同上	2%	80%
1956	同上		×	同上	0	同上
1964	同上		×	同上	0	同上

※ 1 Pan American Trade Corporation

表 2

YEAR	CORPORATE RETURNS		CONSOLIDATED RETURNS		
	NUMBER	INCOME (\$X10 ⁶)	NUMBER	INCOME (\$X10 ⁶)	SUBSIDIARIES
1948	630,670	36,273	1,418	2,609	6,373
1949	649,957	30,577	1,679	2,221	6,825
1950	665,992	44,141	1,611	3,314	6,692
1951	687,310	45,333	1,940	4,187	7,551
1952	705,497	40,432	2,169	3,863	9,019
1953	730,974	41,819	2,408	4,186	9,670
1954	754,019	39,573	2,723	4,838	10,416

1955	842,125	50,329	2,906	5,839	10,966
1956	924,961	50,184	3,594	6,155	13,131
1957	984,516	48,664	3,888	5,695	13,512
1958	1,032,632	43,490	3,719	5,681	13,656
1959	1,119,835	51,046	4,060	6,711	14,951
1960	1,187,642	50,382	4,534	6,836	16,547
1961	1,240,759	52,401	4,553	7,049	19,501
1962	1,318,757	56,248	4,847	7,004	21,182
1963	1,381,677	61,315	5,822	9,571	26,981
1964	1,437,209	68,735	7,450	19,928	36,412
1965	1,490,103	80,797	8,957	26,703	39,670
1966	1,537,857	87,740	9,759	30,368	41,280
1967	1,609,900	86,654	10,765	31,164	47,691
1968	1,614,678	95,102	14,330	37,713	62,673
1969	1,737,877	93,433	17,155	40,106	83,438
1970	1,747,629	83,711	19,871	37,154	97,586

出典) U. S. Treasury Department, Internal Revenue Service, Statistics of Income 1948-70.

アメリカでは税法上、連結納税申告が制度化されているが、当該制度の普及は十分なものではなかった。その理由として、2%付加税、自由な損失の繰越しおよび繰戻し、免税的な従属会社の解散規定、高度の経済的繁栄、さらに関係法人グループは解体あるいは単一法人に統合される傾向等が挙げられる。もっとも、現在付加税規定については廃止されているので、最近、連結納税申告書の提出を選択する法人も増加の傾向にあることは事実である。

アメリカにおける当該制度の歴史的展開はその背景である社会的、経済的事象と深い関係にあるので、それらの諸事情の検討が重要な課題である。したがって、次の機会に諸々の観点から詳細に、さらに当該制度の、史的展開を吟味してゆきたい。

注

- 1) 稲垣富士男『連結財務諸表の基礎』（中央経済社），1999，2-4頁。
- 2) G. F. Streuling; *The Evolution of the Consolidated Income Tax Return*, 1971, p. 20.
- 3) Maurice Moonitz and Louis H. Jordan; *Accounting, an Analysis of its Problems*, 1964, pp. 78-79.
- 4) Maurice Moonitz; *The Entity Theory of Consolidated Statement*, 1951, p. 6.
- 5) William Herbert Childs; *Consolidated Financial Statements, Principles and Procedures*, 1949, p. 44.
- 6) Arthur L. Dickinson; “Notes on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Companies”, *The Journal of Accountancy*, April 1906, pp. 487-491.
- 7) G. F. Streuling; *op. cit.*, p. 22.
- 8) Gerald Harden; *Consolidated Tax Return Manual, Second Edition*, 1976, p. 8.
- 9) U. S., Congress, Senate, Revenue Bill of 1918, S. Rept. 617 to Accountancy H. R. 12863, 65th Cong., 3rd Sess., 1918, p. 9.
- 10) Samuel Blitman; “Consolidated Returns in the Federal Tax System”, *National Tax Journal*, September 1955, p. 262.
- 11) Weldon J. Jones; “The Consolidated Return”, *The Journal of Accountancy*, April 1933, p. 258.
- 12) G. F. Streuling; *op. cit.*, p. 26.
- 13) *Ibid.*, p. 27.
- 14) Richard O. Horwich; “A Corporation Study of Consolidated Returns and Other Approaches to the Multiple Corporations Problem”, *Tax Law Review*, March 1965, p. 550.
- 15) U. S., Congress, [1927] Report of the Joint Committee on Internal Revenue Taxation (Washington, D. C.: Government Printing Office, 1927).
- 16) G. F. Streuling; *op. cit.*, p. 28.
- 17) Samuel Blitman; *op. cit.*, p. 265.

- 18) Weldon J. Jones; *op. cit.*, p. 260.
- 19) Subcommittee of the Committee on Ways and Means on the Prevention of Tax Avoidance, 73d Cong., 2d Sess. H. Rept., Dec. 4, 1933, p. 10.
- 20) H. Rept., No. 704, 73d Cong., 2d Sess. 1934.
- 21) G. F. Streuling; *op. cit.*, p. 31.
- 22) *Ibid*, p. 32.
- 23) *Ibid*, p. 33.
- 24) *Ibid*, p. 34.
- 25) *Ibid*, pp. 45-46.
- 26) Gerald Harden; *op. cit.*, pp. 13-14.